様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第２項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第43条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第41条第２項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第30条第４項、第33条第４項若しくは第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第２項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）

第38条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第36条第２項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者